

「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」の運用について

第1 申請書の提出

養殖業者等は、水産用抗菌剤を使用しようとする場合、水産用抗菌剤使用指導書交付申請書（海面養殖は別記様式第2号、内水面養殖は別記様式第3号）（以下「申請書」という。）に、水産用医薬品の使用記録票（別記様式第1号）（以下「使用記録票」という。）の写しを添えて、当該水産用抗菌剤を使用する2週間前までに、次の機関（以下「指導機関」という。）に郵送又は持参により提出するものとする。

ア 海面に関するもの

高知県水産試験場

〒785-0167 須崎市浦ノ内灰方 1152-23

電話：088-856-1175

イ 内水面に関するもの

高知県内水面漁業センター

〒782-0016 香美市土佐山田町高川原 687-4

電話：0887-52-4231

第2 使用指導書の交付

指導機関は、養殖業者等から提出された申請書及び使用記録票の写しの記載内容を確認するとともに、不備が無い場合は、水産用抗菌剤使用指導書（海面養殖は別記様式第4号、内水面養殖は別記様式第5号）を交付するものとする。

第3 理由書の取扱

予期せぬ疾病の発生等に対処するため、養殖業者等から提出された水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書（別記様式第6号）（以下「理由書」という。）に基づき水産用抗菌剤を販売した動物用医薬品販売業者は、水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書（別記様式第7号）（以下「報告書」という。）に理由書の写しを添えて、当該水産用抗菌剤を販売した翌月10日までに、指導機関に提出するものとする。

第4 書類の保存

- (1) 指導機関の長は、使用記録票の写し、申請書の写し、使用指導書の写し、理由書の写し及び報告書を2年間保存することとする。
- (2) 養殖業者等は、使用記録票を2年間保存することとする。
- (3) 動物用医薬品販売業者は、使用指導書の写し、理由書及び報告書の写しを2年間保存することとする。

附則

この通知は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この通知は、令和元年12月16日から施行する。

附則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。